○経済産業省告示第七十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州評議会開発銀行の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

一　欧州評議会開発銀行

二　COUNCIL OF EUROPE DEVELOPMENT BANK

三　BANQUE DE DÉVELOPPEMENT DU CONSEIL DE L'EUROPE

四　CEB

五

黒



六

黒



七

黒



○経済産業省告示第七十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州医薬品庁の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

一　EUROPEAN MEDICINES AGENCY

二　L'AGENCE EUROPÉENNE DES MÉDICAMENTS